

島根県報

令和4年2月8日(火)

第 284 号

(毎週火・金曜日発行) https://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次	_		
【規 則】			
森林病害虫等防除法施行規則の一部を改正する規則	(森林	整備課)	2
林業種苗法施行細則の一部を改正する規則	(")	2
森林法施行細則の一部を改正する規則	(")	3
【告示】			
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい	福祉課)	3
解除予定保安林	(森林	整備課)	3
指定施業要件の変更予定保安林	(")	4
保安林の指定	(")	4
地籍調査の成果の認証	(用地 対	対策課)	5
【公告】			
公共測量の実施	(技術	管理課)	5
令和4年度における宅地建物取引業法の規定による講習	(建築 係	住宅課)	5
【特定調達公告】			
島根県総務事務システム構築運用保守業務に係る随意契約の相手方等	(総務事務	ミセンター)	6
島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る	(病	院 局)	6
一般競争入札の実施			
【選管告示】			
不在者投票を行うことができる施設の所在地の変更			9
【公安告示】			
貴重品運搬警備業務1級検定及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施	(警 察	本 部)	9

公布された条例等のあらまし

◇森林病害虫等防除法施行規則の一部を改正する規則 (規則第15号)

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備(別記様式関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇林業種苗法施行細則の一部を改正する規則(規則第16号)

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直し等に係る様式の整備(様式第1号・様式第3号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇森林法施行細則の一部を改正する規則 (規則第17号)

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備(様式第2号-様式第6号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規則

森林病害虫等防除法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月8日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第15号

森林病害虫等防除法施行規則の一部を改正する規則

森林病害虫等防除法施行規則(昭和25年島根県規則第65号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「様式」を「別記様式」に改め、「⑩」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の森林病害虫等防除法施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存する もののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月8日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第16号

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

林業種苗法施行細則(昭和45年島根県規則第73号)の一部を次のように改正する。

「明 治

様式第1号中「⑩」及び 大 正 を削る。

昭 和」

様式第3号中「圓」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の林業種苗法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月8日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第17号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則(平成7年島根県規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第6号までの様式中「圓」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の森林法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取 繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。



島根県告示第78号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)第2条の規定により告示する。

令和4年2月8日

島根県知事 丸 山 達 也

	医師の氏名 診療科目		従事す	指定年月日	
			名 称	所 在 地	相处平月日
	川西 未波留	腎臓内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和4年1月31日

島根県告示第79号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示

する。

令和4年2月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市旭町都川2346-6、2346-7

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第80号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3に おいて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年2月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

仁多郡奥出雲町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

奥出雲町(次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第81号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年2月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町広瀬2481-2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第82号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年2月8日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行っ	調査を行った時期	成果の名称		調木な行った地域	認証年月日
た者の名称		った時期		前心脏十万口	
吉賀町	平成30年度~令和2年度	28枚	1 冊	沢田2	令和4年1月28日
吉賀町	平成31年度~令和2年度	5枚	1 冊	椛谷 5	令和4年1月28日
奥出雲町	平成30年度~令和2年度	39枚	1 冊	三成 9	令和4年1月28日



測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出 雲県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告 する。

令和4年2月8日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
 - 公共測量 (基準点測量)
- 2 作業期間
 - 令和4年1月25日から同年3月28日まで
- 3 作業地域
 - 出雲市東園町外地内

令和4年度における宅地建物取引業法の規定による講習の指定(平成30年島根県告示第742号)により指定した講習は 次のとおりである。

令和4年2月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 主催者の名称、住所及び連絡先

公益社団法人島根県宅地建物取引業協会 松江市寺町210-1 0852-23-6728

2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	時間	会 場 名	所 在 地
2022年7月11日 (月)	午前9時30分から午後4時40分まで	サンラポーむらくも	松江市殿町369
2022年7月22日(金)	午前9時30分から午後4時40分まで	いわみーる	浜田市野原町1826-1
2023年1月11日 (水)	午前9時30分から午後4時40分まで	くにびきメッセ	松江市学園南一丁目2番1号
2023年1月20日(金)	午前9時30分から午後4時40分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908-28

3 受講料

12,000円

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和4年2月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県総務事務システム構築運用保守業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地 島根県総務部総務事務センター 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年12月27日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士電機株式会社 代表取締役 北澤 通宏 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号

5 随意契約に係る契約金額

670, 257, 500円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体 の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

令和4年2月8日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

- 1 調達内容
 - (1) 令和4年度における灯油の購入

規格 灯油JIS1号

予定数量 632キロリットル

令和4年2月8日

内訳 島根県立中央病院

252キロリットル

島根県立こころの医療センター 380キロリットル

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

島根県出雲市下古志町1574番地4 島根県立こころの医療センター

(5) 入札方法

ア 入札者は、入札書に灯油1キロリットル当たりの単価を記載すること。

イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「8燃料・油脂類」小分類「(1)石油」に登録されている者であること。
- (5) (4)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 本公告に示した物品を納入することができることを証明した者であること。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除 措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部施設管理課

電話 0853-30-6435

入札説明書については、上記の場所での交付のほか、本公告の日から令和4年3月11日(金)までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する。

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和4年2月8日 (火) から同年3月11日 (金) までの間、(1)の場所において交付する(交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。)。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札書の受領期限

令和4年3月25日(金)午前9時30分

郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。入札書を持参する場合も(1)の提出場所に受領期限までに届けること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年3月25日(金)午前10時

イ 場所 島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 1階 会議室5

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程(平成19年島根県病院局管理規程第9号)第94条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合 は免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った 入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度として行うものとする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院事務局経営部に報告するとともに 警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、議会において本契約に係る予算の議決がなされない場合は、当該入札は行わない。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: 632,000 liters of kerosene (JIS No. 1), to be used as fuel for the hospital during the 2022 Fiscal Year.
- (2) Tender Submission Deadline: 9:30 a.m. March 25, 2022
- (3) Information regarding tender: Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi,

Shimane, 693-8555 Japan

TEL: 0853-30-6435

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる 施設について、次のとおり変更があった。

令和4年2月8日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

変更のあった施設

施設の名称及び所在地			r及び所在地	変更事項	変 更 後
	名	称	所 在 地	一	
介記	介護老人保健施設せせらぎ		鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	施設の所在地	鹿足郡津和野町森村口141番地

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第15号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により告示する。

令和4年2月8日

島根県公安委員会委員長 石 田 健 二

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級		実 施 日 時		定員
貴重品運搬警備業務1級	学科試験	合和4年5月11日(水)午後1時30分	から午後3時まで	5 人程度
	実技試験	合和4年7月2日(土)午前8時30分	から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	学科試験	合和4年5月11日(水)午後1時30分	から午後3時まで	5 人程度
	実技試験	合和4年6月25日(土)午前8時30分	から午後5時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 貴重品運搬警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項
	○ 法令に関すること。
	○ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業

	務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
	○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
	○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場
	合における応急の措置に関すること。
実技試験	○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関するこ
	ځ.
	○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
	○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場
	合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務2級検定

区 分	科目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項
	○ 法令に関すること。
	○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関するこ
	と。
	○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場
	合における応急の措置に関すること。
実技試験	○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関するこ
	と。
	○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場
	合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 検定規則第4条に規定する2級の検定(貴重品運搬警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格 証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、貴重品 運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 貴重品運搬警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和4年4月11日(月)から同月15日(金)までの午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の 所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉

- ウ 島根県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根 県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
- エ 島根県外に住所を有する者にあっては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明す る書面1通
- オ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあっては、2級検定に係る 合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明 書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについ てやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する 書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。
- カ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあっては、1級検定受検資 格認定書の写し1通
- (4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。 なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は、還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、島根県公安委員会、鳥取県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0852-26-0110 内線3032)又は島根県内の最寄りの警察署生活安 全(刑事)課(係)に行うこと。